

12 Q&A

よくあるご質問 (Q&A)

お問い合わせいただく前にご確認ください。



保育施設について

Q1. 認可、認可外、認証の違いは何ですか。

▶▶ **P.7「保育施設の種類」参照**

認可保育園とは、国（児童福祉法）が定めた設置基準（1人あたりの面積や、保育士の職員数など）を満たしている認可を受けた施設のことです。認可外保育施設とは「認可保育園」以外の児童を預かる施設（保育者の自宅で行うもの、少人数のものを含む）の総称です。（加算対象施設については、P.38「調整指数14番」をご参照ください。）認証保育所とは、認可外保育施設のうち東京都が独自に定めた基準を満たし、東京都の認証を受けた保育施設のことです。認可保育園の保育料は市区町村民税によって決まりますが、認可外保育施設の保育料は年齢や時間によって施設ごとに定めています。認可外保育施設には、保護者負担軽減事業による補助制度があります。対象施設はP.7をご参照ください。

Q2. 区立園や私立園の違いは何ですか。

▶▶ **P.7「保育施設の種類」参照**

区立認可保育園は区が設置・運営しています。公設民営認可保育園は区が設置し、社会福祉法人等が運営しています。私立認可保育園は社会福祉法人等が設置・運営しており、保育方針や施設の雰囲気などにそれぞれ特色があります。園舎の広さや園庭の有無などの施設概要一覧表は、区ホームページに掲載しています（区ホームページ > こども・教育 > 保育園・保育施設 > 保育園等の申込をされる方へ > 認可保育園等の紹介 > 認可保育園・認定こども園・小規模認可保育園の概要一覧表（PDF））。また、施設独自の事業などのかかる費用については各施設にお問い合わせください。



▲区ホームページ

Q3. 月極延長保育とスポット延長保育の違いは何ですか。

▶▶ **P.9「月極延長保育とスポット延長保育」参照**

月極延長保育は、各施設の延長保育の時間内であれば、利用時間に関わらず月額一定の料金をお支払いいただきます。一方でスポット延長保育は、区立園の場合15分毎に100円で、私立園・公設民営園の場合は施設ごとに異なります。各ご家庭で延長保育を利用する頻度をお考えのうえ、どちらを利用するかをご検討ください。

Q4. 保育園等の見学はできますか。

保育園等の見学については、各施設に直接お問い合わせください。施設により雰囲気や特色に違いがあります。大切なお子様が毎日通う場所となりますので、施設の保育内容を了承した上で、希望園を選択してください。

(続き) よくあるご質問 (Q&A)

申請方法について

Q5. 空きがなくても申込みできますか。

空きのある・なしに関わらず、お申込みできますので、通いたい順番で希望園を記入してください。申込時点で募集がなくても、急な退園や転園により、利用調整中に空きが生じることがあります。

Q6. 各施設の申込倍率や空き状況はわかりますか。

令和8年4月入園（一次募集）については、全てのクラス年齢において、申込倍率の結果公表と内定通知を同日（令和8年1月23日（金）発送を予定）に行います。また令和7年度10月入園から1月入園までの利用調整結果を反映させた令和8年4月入園（一次募集）の空き状況を、区ホームページに随時掲載いたします。（詳細は、P.11をご確認ください。）

その他の各月の空き状況は、入園希望月の前々月下旬頃から区ホームページ及び窓口で公表します。

Q7. 申込みを行った後に、希望園の変更はできますか。

「保育所等利用申込の希望変更届（区様式）」（区ホームページよりダウンロード可）を区役所保育支援課保育サービス係にご提出ください（郵送・電子可、締切日必着）。豊洲シビックセンターでは受付できません。令和8年4月入園を希望の場合、一次募集における提出締切日は令和7年11月27日（木）、二次募集の締切日は令和8年2月13日（金）です。年度途中の入園を希望する場合は、各月の受付締切日が希望園変更の締切日です。

Q8. 申込みを行った後に、就労状況や家庭状況に変更がある場合、連絡は必要ですか。

▶ P.4「お申込み前に必ずご確認ください」中の「お申込み後について」参照

指数に影響しますので、必ずご連絡ください。連絡をせずに入園した場合、退園となる場合があります。毎年、連絡が無く転職をしたり、育児休業から復職せずに退職・転職をし、内定取消しや退園となっているケースがあります。変更がありそうな場合は事前に必ずご連絡ください。

Q9. 申込み受付時に指数が何点なのか分かりますか。

利用調整会議の中で指数を決定するため、受付時にお答えすることはできません。

Q10. 申込み手続きを締切日までにしておけば、不足書類があってもその申請は有効ですか。 また、追加書類等の提出は郵送や電子でも可能ですか。

不足書類があった場合、申請が無効になることや、利用調整で不利になることもあります。必ず締切日までに書類を全て提出してください（郵送・電子可、締切日必着）。追加書類の提出が締切日を過ぎた場合、次回以降の利用調整会議より反映されます。

Q11. 認可保育園と認可外保育施設を同時に申込みことはできますか。

申込みことはできますが、同時に利用することはできません。（どちらも内定した場合、片方を辞退する必要があります。）また、認可外保育施設は申込期間が施設によって違うため、申込方法等の詳細は事前に施設へ確認してください。

Q12. 令和8年度4月の申込みをする時に、令和7年度12月・1月の申込みも同時にできますか。

申込みことができます。令和8年度4月の申込書類一式と令和7年度12月・1月申込用に「令和7年度 教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書」をご提出ください。（令和7年度12月入園締切日は令和7年11月5日（水）です。）

(続き) よくあるご質問 (Q&A)

選考 (利用調整) について

Q13. 先着順や待機期間が長いことで優先されることはありますか。

▶ **P.37~39「保育の利用基準表」参照**

一切ありません。入園希望月の締切日までに提出された書類及び利用基準表に基づき利用調整を行います。

Q14. 希望順位や保育時間は利用調整に影響しますか。

▶ **P.32「選考方法」参照**

「第一希望だから有利、第○希望だから不利」、「第一希望のみだから有利」また「保育短時間認定を希望しているから有利」ということは一切なく、Q13のとおり、入園希望月の締切日までに提出された書類及び利用基準表に基づき利用調整を行います。

Q15. 待機の順番・人数を知ることができますか。

待機となった方の順番・人数は、希望園の変更や新規申込、申込み取下げ等により常に変動するためお伝えできません。

Q16. 0歳児クラスと1歳児クラスはどちらが入りやすいですか。

各施設のクラス定員設定や申込状況が毎年異なるため、入りやすさは一概には言えません。

過去の4月入園の申込倍率・入所指数のボーダー表を区ホームページで公開していますので参考にしてください。

(区ホームページ > こども・教育 > 保育園・保育施設 > 保育園等の申込をされる方へ > 申込倍率・保育園入所指数ボーダー表)



◀区ホームページ

Q17. 転園の申込みを行い内定がでしたが、内定を辞退し元の園に引き続き在園することはできますか。

▶ **P.15「転園申込み」参照**

原則できません。内定が出た時点で元々の園に次に入園する方が決定するため、転園先に通わないのであれば退園となります(年度途中での転園も同様です)。転園の申込みを行い待機となった場合、年度中は申込みが継続します。そのため、当初の転園希望月以降に内定となる場合がありますので、転園の必要がなくなった際は申込みの取下げを必ず行ってください。転園申込みの取下書は、各月受付締切日(P.10~13参照)までに必ずご提出ください。

Q18. 育児休業中ですが、結果が出た後、何か書類を出す必要はありますか。

▶ **P.35~36「育児休業の取扱い」参照**

必要です。選考の結果、内定か待機かにより提出書類が異なります。

内定した場合、育児休業から復職予定で申込みをした方は、育児休業前と同一の就労先・就労条件(就労日数・就労時間)で入園月の月末までに復職し、2週間以内を目安に「復職証明書(区様式)」を提出してください。ただし、入園月の翌月以降に復職した場合(例: 4月入園で5月中に復職)や、復職時の就労条件等が申込時と変更となっていた場合は、内定取消または退園となることがあります。

待機となり、認可外保育施設等をご利用され復職される場合は、「復職証明書(区様式)」と「受託証明書(区様式)」をご提出ください。復職せずに育児休業を延長される場合は、「就労証明書(区様式)」の再提出は不要です。入園希望月を復職予定月として取扱います。

(続き) よくあるご質問 (Q&A)

Q19. 申込締切前に転職した(する)のですが、点数が下がることはありますか。

▶ P.34「転職について」参照

指数基準日に在職している就労先の「就労証明書(区様式)」の提出が必要です。転職先で就労を開始した後に証明された「就労証明書(区様式)」の提出が指数基準日までであれば、契約上の就労時間と就労日数により指数付けを行います。

申込締切後の転職については、内定取消し・退園となることがありますので、事前に保育園ナビゲーターまでお問い合わせください。

その他

Q20. 引越し予定で、江東区外から申込みをしました。結果が来た後は何をすればいいですか。

▶ P.22「他自治体からのお申込み」参照

引越し予定(江東区への転入予定)で申込みをした場合、入園希望月の前月末までに必ず転入(住民登録の異動)し、保育支援課保育サービス係に改めて保育園等の利用申込み(本申込)を行ってください。この手続きが無い場合、内定については取消しとなります。また、待機となった場合は自動的に申込みが取下げとなります。

Q21. 保育料はかかりますか。

令和7年9月より第1子保育料が無償化されたことにより、すべての児童の保育料はかかりません。なお、無料となるのは月額保育料のみであり、月極延長保育料、スポット延長保育料及び各施設で実費徴収する費用はかかります。詳しくはP.40「保育料」をご確認ください。

Q22. 保育園に入れなかった場合、待機の通知はいつ届きますか。

▶ P.30「待機となった場合(4月及び各月申込み共通)」参照

利用希望月の初月のみ通知します。それ以降の月については、入園内定した場合のみ電話でご連絡します。待機の場合は、電話での連絡はありませんのでご了承ください。

4月の一次募集で待機となった方が、二次募集で継続して待機の場合は、二次募集の待機通知は発行されません。

Q23. 育児休業延長の手続きをしたいです。どうすればいいですか。

育児休業の延長手続きは保育支援課では行えません。就労先や管轄のハローワークにお尋ねください。保育園に関する書類(入所待機通知など)が必要な場合は、いつ時点のものが必要かを把握された上で、保育園ナビゲーターまでお問い合わせください。

入園申込み時点で希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる方は、P.18「育児休業の延長も許容できる方」をご確認ください。